

令和 2年 9月 16日

三重県知事 鈴木 英敬 様

三重県松阪市大口町字北浜503-1番地
愛知機械工業株式会社 松阪工場
工場長 安井 謙

地球温暖化対策計画書の提出について

三重県地球温暖化対策推進条例第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 提出資料 地球温暖化対策計画書等 1部 または 電子媒体 1部
- 2 地球温暖化対策担当部署 工務部 工務課
担当者名 [REDACTED] 「エーケー・トランスポート・サービス (株)」
(愛知機械工業 (株) 松阪工場内)
電話番号 0598-52-1013
Fax番号 0598-50-2256
電子メールアドレス [REDACTED]

愛知機械工業株式会社松阪工場地球温暖化対策計画書

1 事業の概要

- ① 事業者名 : 愛知機械工業株式会社
 ② 工場（事業所）名 : 松阪工場
 ③ 所在地 : 三重県松阪市大口町字北浜 5 0 3 - 1 番地
 ④ エネルギー管理指定工場等指定番号 : 0094841
 ⑤ 業種 : 輸送用機器具製造業
 ⑥ 従業員数 : 5 4 5 人
 ⑦ ホームページURL : <http://www.aichikikai.co.jp/>

2 計画の期間

2020年4月1日から2023年3月31日までの期間とする。

3 計画の基本的な方針

愛知機械工業株式会社松阪工場では、地球温暖化対策を、事業活動を行うにあたっての重要な課題の一つとしてとらえており、工程別、建物別にきめ細かなエネルギー管理をおこなっていますが、生産量の変動影響により温室ガスの排出量を削減することは困難な状況です。そこで当工場では、生産重量を分母とする排出原単位での削減目標を立て、基準年度に対して、2022年度までに3%削減することで、地球温暖化対策に取り組んでいくこととしています。

4 温室効果ガスの排出の状況及び排出の抑制に係る目標

	基準年度（現況） (2019) 年度	目標年度 (2022) 年度	対基準年度比 (%)
温室効果ガス排出量 A	42,346 ton-CO ₂	41,076 ton-CO ₂	97
原単位排出量 A/B	1.09 ton-CO ₂ /ton	1.05 tonCO ₂ /ton	97
原単位に用いた指標 B（単位）	38,941 (ton)	38,941 (ton)	
原単位に用いた指標の設定方法	生産量		

※1 目標を立てるにあたって、排出原単位により温室効果ガスの排出量の管理を行う場合には、「原単位排出量 A/B」欄も記載してください。この場合、条例第8条第3項による公表も原単位排出量で行います。（原単位排出量での公表を希望する場合には、必ず記載してください。記載がない場合には、総排出量で公表します。）

※2 「原単位に用いた指標 B」欄には、原単位に用いた分母の数値及び単位を記載してください。

※3 「原単位に用いた指標の設定方法」欄には、原単位に用いた指標の種類及び考え方を記載してください。

※4 条例第8条第3項による公表は原則温室効果ガス排出量Aで行いますが、理由がある場合は原単位排出量A/Bでの公表ができます。その場合、以下にチェックを入れ、具体的な理由を記載してください。

- 温室効果ガス排出量の公表不可
理由：

※5 条例第8条第3項による公表を温室効果ガス排出量Aおよび原単位排出量A/Bの両方で行う場合は以下にチェックを入れてください。

公表を温室効果ガス排出量Aおよび原単位排出量A/Bの両方で行う

5 エネルギーの使用の状況等（現況）

（1）エネルギーの使用の状況

別紙「エネルギーの使用の状況」のとおり

（2）鉱業・化学製品の生産・使用量 ※該当がある場合

① 生産量

製品	生産量 (t)	製品	生産量 (t)
セメント	t	カーボンブラック	t
生石灰	t	スチレン	t
アンモニア	t	メタノール	t
エチレン	t	1,2-ジクロロエタン*	t
硝酸	t	コークス	t
アジピン酸	t		

(*別名：二塩化エタン、二塩化エチレン、エチレンジクロライド)

②使用量

製品	石灰石使用量 (t)	石灰石純度 (%)
セメント製造	t	%
生石灰製造	t	%

製品	使用量 (t)
ドロマイト	t

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

別紙「（計画用）地球温暖化対策チェックリスト」のとおり

7 その他の地球温暖化防止に係る取組

（別紙「地球温暖化対策チェックリスト」以外のもの）

- ①目標達成に向けて工場内で1回/2月会議を開催し進捗状況をフォローします。
また会社内においても全工場が集まり2回/年進捗会議を行います。
- ②エアリー漏れ、水漏れ等省エネパトロールにより無駄なエネルギーの使用を削減します。
- ③夏季、冬季の省エネ啓蒙活動によりエネルギーの使用を削減します。
- ④三重県&環境省主催のライトダウンキャンペーンに参加しエネルギーの使用を削減します。

(計画用)地球温暖化対策チェックリスト

※チェックリスト作成にあたっては、三重県事業者地球温暖化対策指針をご参照ください。

温室効果ガス削減対策メニュー	(2019)年度					実施予定時期			
	実施・導入状況				該当なし	(令和2)年度	(令和3)年度	(令和4)年度	実施しない
	運用可能箇所・設備で全て	部分的には実施・導入	実施・導入していない	対策は実施・導入できない					
1. 事業活動に伴う温室効果ガスの排出を抑制するための措置	-	-	-	-	-	-	-	-	-
①運用による対策	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(1)一般管理の実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ア 推進体制の整備	○								
イ エネルギーの使用に関するデータ管理	○								
ウ 運転管理	○								
エ 保守及び点検	○								
(2)ボイラー・工業炉・空調・照明等設備の運用改善	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ア 燃料の燃焼の合理化(燃焼設備)		○						○	
イ 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化(熱利用設備)	○								
ウ 排熱の回収利用(排熱回収設備)			○						○
エ 熱の動力等への変換の合理化			○						○
オ 放射、伝熱、抵抗等によるエネルギーの損失の防止(熱利用設備並びに受変電設備及び配電設備)		○					○		
カ 電気の動力、熱等への変換の合理化(電気使用設備)		○					○		
キ エネルギー管理システム(EMS)等の採用				○					○
②設備導入等による対策	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(1)ボイラー・工業炉・空調・照明等設備への省エネ技術の導入(設備改善を含む)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ア 燃焼設備		○						○	
イ 熱利用設備		○						○	
ウ 排熱回収設備					○				○
エ 発電専用設備、コージェネレーション設備					○				○
オ 電気使用設備		○						○	
カ 空気調和設備		○						○	
キ 給湯設備、換気設備、昇降設備等				○					○
ク 照明設備		○				○			
(2)その他の排出抑制対策									
ア 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの活用			○						○
イ 余剰蒸気の活用等					○				○
ウ エネルギー使用合理化に関するサービス提供事業者の活用			○						○
③その他の対策	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ア 環境物品等の選択		○					○		
イ 廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用	○								
2. 自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するための措置	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ア 推進体制の整備及び日常的な管理	○								
イ 低燃費車の導入		○						○	
ウ エコドライブの推進	○								
3. 従業員のマイカー通勤に伴う温室効果ガスの排出を抑制するための措置	-	-	-	-	-	-	-	-	-
①公共交通機関等の利用等への転換	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ア 通勤バスの運行			○						○
イ 自転車利用の推進			○						○
ウ パークアンドライドの奨励			○						○
エ 通勤手当の見直し等			○						○
オ 旅客輸送事業者等との連携強化			○						○
カ 従業員への研修及び啓発			○				○		
②エコドライブ等の推進	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ア 自動車整備の促進			○				○		
イ 従業員への支援			○						○

温室効果ガス削減対策メニュー		(2019)年度					実施予定時期			
		実施・導入状況				該当なし	(令和2)年度	(令和3)年度	(令和4)年度	実施しない
		運用可能箇所・設備で全て	部分的には実施・導入	実施・導入していない	対策は実施・導入できない					
ウ	従業員への研修及び啓発			○					○	
4. 劇場、映画館その他の集客施設における利用者の来場に係る自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するための措置		-	-	-	-	-	-	-	-	
①公共交通機関や自転車利用等の啓発		-	-	-	-	-	-	-	-	
ア	公共交通機関や自転車利用の促進					○			○	
イ	エコドライブの啓発					○			○	
ウ	次世代自動車の啓発					○			○	
②施設整備・維持管理		-	-	-	-	-	-	-	-	
ア	電気自動車用充電器の整備					○			○	
イ	十分な広さの駐輪場の設置・維持管理					○			○	
ウ	駐車場周辺への交通案内看板の設置					○			○	
エ	交通整理員の配置					○			○	
③施設利用者に対するサービスの提供		-	-	-	-	-	-	-	-	
ア	公共交通機関利用者へのインセンティブの付与					○			○	
イ	送迎バスの運行					○			○	
ウ	自転車での来場者へのサービス提供					○			○	
エ	次世代自動車利用者へのインセンティブの付与					○			○	
④宅配サービスの実施等		-	-	-	-	-	-	-	-	
ア	荷物の宅配サービスの実施					○			○	
イ	インターネット等を利用した物品販売の促進					○			○	

※運用可能箇所・設備で全て実施・導入・・・・・・・・全ての箇所や設備で実施・導入済み
 部分的には実施・導入・・・・・・・・一部の箇所や設備で実施・導入済み
 実施・導入していない・・・・・・・・実施・導入できる状態だが、実施・導入していない
 実施・導入できない・・・・・・・・費用や設備等の理由により実施・導入できていない
 該当なし・・・・・・・・実施・導入できる箇所や設備がない